

消取引 1004
平成 26 年 7 月 31 日

法令適用事前確認手続回答通知書

NAWABARI
代表 出水 洋樹 殿

消費者庁取引対策課長



平成 26 年 7 月 4 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。
また、本回答は、平成 26 年 11 月 1 日まで公開を延期します。

なお、本回答は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）
第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを
前提に、法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項並びに関係する条文として法第 11 条及び第 12
条との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、検査機関の判
断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

1 結論

照会のあった具体的な事実については、照会者より提供された事実関係を前提とすれば、
法第 11 条及び第 12 条の違反による第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の適用対象となら
ないと考えられる。

2 上記結論に関する見解及び根拠

本件照会における広告が、法第 11 条における広告に該当する前提で回答する。

法第 11 条の広告をするに際し、本件照会のとおり、当該広告に販売業者等の氏名又は
名称以外のブランド名を記載し、また、販売業者等が現に活動している住所以外の住所及
び販売業者等のものではない電話番号を記載している場合には、記載されている氏名、住

所等が販売業者等のものではない旨並びに、消費者からの請求により販売業者等の氏名又は名称、販売業者等が現に活動している住所及び販売業者等の電話番号を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらを記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨を表示する必要がある。なお、省略された事項を記載した書面を請求した消費者に対し、「当該書面に係る金銭を負担させるときは、その額」（特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 8 条第 8 号）をあらかじめ広告に記載する必要があり、これは省略できない。さらに、省略する際は、実際に請求があった場合に、「遅滞なく」書面又は電磁的記録により省略された全ての事項を提供できるような措置を講じていなければならない。

上記の措置を講じている場合には、法 11 条違反とはならないと考えられる。また、法第 11 条に基づく適法な省略が行われている広告であれば、虚偽広告という評価を受けず、法第 12 条違反にもならないと考えられる。

以上